平成24年６月和水町議会定例会会議録

平成24年６月15日和水町議会第２回定例会を議場に招集された。

１．平成24年６月15日午前10時00分招集

２．平成24年６月15日午前10時00分開会

３．平成24年６月15日午前10時50分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　和水町役場議場

６．本日の応招議員は次のとおりである。（14名）

１番　蒲池恭一	２番　豊後力	３番　中村一博
４番　古閑修一	５番　荒木政士	６番　松村慶次
７番　小山暁	８番　髙巣泰廣	９番　荒木拓馬
10番　杉本和彰	11番　杉村幸敏	12番　笹渕賢吾
13番　庄山忠文	14番　多賀勝丸	

７．本日の不応招議員は次のとおりである。（０名）

な　し

８．本日の出席議員は応招議員と同じである。

９．本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10．職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	笠輝博	書記	前田聡子

11．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	坂梨豊昭	副町長	井上國雄
教育長	井上忠勝	総務課長	今村裕司
総合支所長 兼住民課長	徳永壽	会計管理者	徳永宣久
企画課長	山下仁	建設課長	杉本章一
経済課長	坂本政明	税務住民課長	豊後正弘
健康福祉課長	堤一徳	学校教育課長	坂本誠司
社会教育課長	有富孝一	町立病院事務長	池田宝生
特別養護老人 ホーム施設長	石原惠一	事業課長	松尾憲成
福祉課長	髙木洋一郎		

12．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　行政報告
日程第５　承認第３号　専決処分の承認について
（和水町税条例の一部を改正する条例）
日程第６　承認第４号　専決処分の承認について
（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第７　議案第42号　和水町出生手当支給条例の廃止について
日程第８　議案第43号　和水町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
日程第９　議案第44号　平成24年度和水町一般会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第45号　平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第46号　平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第47号　平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第48号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第14　議案第49号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第15　陳情等の常任委員会付託について

開会・開議　午前10時00分

○議長（多賀勝丸君）　起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただ今から、平成24年６月和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、５番荒木政士君、６番松村慶次君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（多賀勝丸君）　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月21日までの７日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月21日までの７日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議長（多賀勝丸君）　日程第３、諸般の報告を行います。

平成24年和水町議会６月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙なところに御出席賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提示される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられるよう切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告３月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の２、第３項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計の出納検査の状況は別紙のとおりお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第４　行政報告

○議長（多賀勝丸君）　日程第４、行政報告の説明を求めます。

町長　坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君）　平成24年６月和水町議会定例会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、昨夜のテレビ放映、今朝の新聞、また事務局からの連絡で御承知のとおり、あってはならない不祥事が発覚いたしました。町民の方々に対し、大きな信頼の念を与えることになり、誠に遺憾に思っておるところでございます。ことの内容については、後ほど全員協議会において、るる御説明を申し上げたいと思います。

職員の綱紀粛正及び服務規則等については、しばしば注意を喚起してまいったところでありますが、信用を失墜させる出来事、大変残念で申し訳なく思っております。町民を代表なさる議会議員の皆様方に、この議場にて衷心より心からおわびを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

今後、またこのようなことがないように、これまで以上職員の綱紀粛正はもとより、指導教育に力を入れ努めてまいりたいと思います。

それでは、提出議案の説明を申し上げます。

一般会計で歳入歳出それぞれ１億3,498万5,000円を増額いたしまして、67億1,798万7,000円とするものでございます。

一般会計で主なものを御説明を申し上げます。

健康福祉課で出生手当支給事業でございますが、これまでの出生手当支給条例を廃止し、新た

に第１子から25万円の支給を行うものでございます。

それから経済課の鳥獣害捕獲対策の協議会負担金でございますが、2,385万8,000円、受益戸数にしまして59地区で408戸、面積にいたしまして、163.7ヘクタールに上るものでございます。

それから工事請負費で山下井堰でございますが、これは菊水地区の用木地区でございます。

それから工事請負費、温泉掘削でございます。4,998万5,000円、三加和温泉交流センターの温泉の掘削工事、新規ボーリングによりレジオネラ菌による風評被害の解消及び借地の解消、そして重油代の経費節減等を図るものでございます。

それから企画課におきまして、コミュニティー向上事業でございますが、1,910万円、これは久井原地区の神楽保存会、それから立石地区、馬場地区、大江田地区の集会場の整備でございます。

ほか専決を含め、条例４件、補正予算４件、報告案件４件、その他２件であります。

どうぞ、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、３月以降の私の行動については、皆様方にお手元に配付いたしております報告書のとおりでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

御訂正申し上げます。

今、一般会計における出生手当支給事業、これまでの条例を廃止し、新たに１子から支給というのは20万円でございます。

○議長（多賀勝丸君）　これで、行政報告の説明を終わります。

日程第５　承認第３号　専決処分の承認について

（和水町税条例の一部を改正する条例）

○議長（多賀勝丸君）　日程第５、承認第３号「専決処分の承認について」、和水町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君）　承認第３号、和水町税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

今般の専決処分につきましては、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が、平成24年３月31日に公布され、平成24年４月１日から施行されたことに伴い、和水町税条例の一部改正が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

改正条文に添付しております新旧対照表で説明いたします。

まず１ページをお願いいたします。

第36条の２、住民税の申告について、各控除額を削除するものでございます。これは、年金所得者の申告手続の簡素化によるものでございまして、年金所得以外に住民税申告等、申告すべき所得がないもので、各控除を受けようとする場合、これまで申告をする必要がありましたが、年

金所得者の申告手続が簡素化され、各控除を受けるための個人住民税申告書の提出が不用になったものでございます。

この条文は、平成26年１月１日から施行されます。

次に、２ページをお願いいたします。

附則の改正でございます。

第11条に関しましては、見出しの土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義の期間の改正でありまして、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」とするものでございます。

また第６号では、法附則の条項の改正に伴う法の改正でございます。

次に、第11条の２に関しましては、見出しの土地の価格の特例の期間の改正でありまして、「平成22年度又は23年度」を「平成25年度又は26年度」とするものでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

第12条に関しましては、見出しの宅地等に対して課する固定資産税の特例の期間の改正でありまして、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」とするものでございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。

第13条に関しましては、見出しの農地に対して課する固定資産税の特例の期間の改正でありまして、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」までとするものでございます。

続きまして、６ページをお願いします。

第21条の２に関しましては、今回の法改正に伴い、特定移行一般社団法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告としての追加条文でございます。本町には該当法人はありません。

次に、７ページをお願いいたします。

第22条の２に関しましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の追加条文でございます。

震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件のもと、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後、７年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長になったものでございます。現在のところ本町には該当者はありません。

次に、８ページをお願いいたします。

第23条に関しましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の改正でございます。

東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失をして、居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得又は増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の町民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となるものでございます。現在のところ本町には該当者はありません。

附則につきましては、省略させていただきます。

これで専決処分の報告とさせていただきます。

日程第６　承認第４号　専決処分の承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（多賀勝丸君）　日程第６、承認第４号「専決処分の承認について」、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君）　承認第４号、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

地方自治法及び国有財産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が、平成24年３月31日に公布され、平成24年４月１日から施行されたことに伴い、和水町国民健康保険税条例の一部改正が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

改正条文に添付しております新旧対照表で説明いたします。

１ページをお願いいたします。

先ほど、和水町税条例の一部改正でもありましたとおり、東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長の特例の適用がある場合、国保税条例附則第４項及び第５項、長期短期の譲渡所得等がある時の所得割に関する規定について、当該特例の適用がある旨の読替規定を追加したものでございます。

この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

以上で、専決処分の報告とさせていただきます。

日程第７　議案第42号　和水町出生手当支給条例の廃止について

○議長（多賀勝丸君）　日程第７、議案第42号「和水町出生手当支給条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長　堤　一徳君

○健康福祉課長（堤　一徳君）　議案第42号、和水町出生手当支給条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町出生手当支給条例は、合併前の旧三加和町で制定されたものを合併後、引き続き継承したものであり、少子化対策として第３子以降の出生に対し支給を行ってきましたが、若者の生活環境の変化や晩婚化、世帯構成の変化によりまして、少子化対策として新たな制度の創設をする必要が生じたため、また、よりきめ細かな制度を導入するため、要綱を制定することにより和水町出生手当支給条例を廃止するものです。

お手元のほうに、本日出生手当支給条例の参考資料を差し上げております。

一応これの中身は、現行条例と支給要項案の比較対象表になっております。趣旨の部分の第１条で、今までは「第３子以降の子」というふうに条例でなっておりましたが、今回の要綱案では、「子を出産し養育する者」ということに考えております。

それから、第３条のほうで手当の支給でございますが、今までの条例では、「第３子の出生のとき20万、第４子出生のとき35万、第５子以降出生のとき50万」というふうになっておりましたが、今回要綱案では、「出生祝金の額は、対象児１人につき20万円とすると、ただし第４子は15万円、第５子以降は30万円を加算する」ということで変えるところでございます。

ほかの部分につきましては、一応下線で示しておりますので、よろしくお願いしておきます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第８　議案第43号　和水町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について

○議長（多賀勝丸君）　日程第８、議案第43号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君）　議案第43号、和水町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についての説明を申し上げます。

この改正は、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年７月９日から施行されます。

今回の改正で、外国人登録法が廃止されまして、外国人住民の方も住民票に記載されることになります。

また、市町村で交付しておりました外国人の身分証であります外国人登録証も在住カードに変更されます。在住カードは、入国管理局で交付することになります。

今回の関連する条例は、七つ条例がありまして、各条例を一括で改正する条例案としたものでございます。

まず、改正条文に添付しております新旧対照表で説明いたします。

まず、１ページをお願いいたします。

第１条として、和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。

第２条の登録資格については、今回の法改正により住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている者とする。これを基本として条項の整理をしたものでございます。

第４条の登録申請の確認に関しましては、「外国人登録証」を削除しまして、文言の整理をしたものでございます。

次に、２ページをお願いいたします。

第５条の登録印鑑の規制に関しましては、外国人登録法が廃止されますので、条項を整理したものでございます。

また、第３項につきましては、新しく条項を追加するものでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

第９条の印鑑登録証明書ついては、第６条に第７号を追加したことによる改正でございます。

第12条の印鑑登録の抹消につきましては、「氏名又は名」を「氏名、氏、又は名」、外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含むに改正するものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

第２条の和水町課設置条例の一部改正でございます。

第２条の分掌事務、第３号のエ、外国人登録に関する事項、外国人登録法が廃止されますので削除するものでございます。

次に、４ページから５ページにかけまして、第３条の和水町新築住宅及び新築賃借住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正でございます。

住民基本台帳法の改正に関連しまして、該当がなくなった箇所を削除するものでございます。

次に、５ページの中ほどに第５条の和水町手数料条例の一部改正でございます。

これも住民基本台帳法の改正に関連しまして、該当がなくなった箇所、「登録原票記載事項証明書１通につき200円」を削除するものでございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。

第５条、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

これも該当がなくなった箇所を整理するものでございまして、外国人登録を削除するものでございます。

次に、第６条の和水町斎場条例の一部改正でございます。

これも該当がなくなった箇所を整理するもので、備考欄中の「又は外国人登録法による登録者」を削除するものでございます。

続きまして、７ページから８ページにかけまして、第７条の和水町下水道条例の一部改正でございます。該当がなくなった箇所を整理するものでございまして、「外国人登録法」、「外国人登録証明書」を削除するものでございます。

最後に附則として、この条例は、平成24年７月９日から施行するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

日程第９　議案第44号　平成24年度和水町一般会計補正予算（第１号）

○議長（多賀勝丸君）　日程第９、議案第44号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長　今村裕司君

○総務課長（今村裕司君）　議案第44号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第１号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億3,498万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ67億1,798万7,000円とするものでございます。

予算書の６ページをお願いします。

第２表、地方債の補正です。

追加を６件行っております。これは、過疎対策事業債のソフト事業分でありまして、町単独のソフト事業に充当できるものでございます。

内訳は、企画費の新婚さん定住促進奨励金事業に280万、農業費の農地流動化地域推進事業に1,080万円、土木費の土木費ほ場事業に3,940万円、教育費の複式学級補助員事業に820万円、民生費の子ども医療費助成事業に2,700万円、出生手当支給事業に390万円、合計で9,210万円を計上しており、財源を補正しております。

続きまして、９ページをお願いします。

歳入の説明を申し上げます。主なものを説明いたします。

10款の地方交付税の特別交付税を1,908万6,000円計上しています。

これは、歳出で有害鳥獣対策協議会負担金2,385万8,000円のうちの80％が特別交付税で措置されることによるものでございます。

次、12款の分担金及び負担金の１項分担金の１目農林水産業費分担金の１節農業費分担金の団体営土地改良事業分担金を170万円計上しております。

これは、歳出の土地改良施設維持管理適正化事業で実施する山下井堰の工事請負費1,700万円に対する地元負担金10％の170万円となっております。

次に、15款の県支出金、２項県補助金４目農林水産業費県補助金１節農業費補助金の土地改良施設維持管理適正化事業補助金を1,530万円計上しております。

これも土地改良施設維持管理適正化事業で実施する山下井堰の工事請負費1,700万円に対する県補助金90％の1,530万円でございます。

次に、19款の繰越金につきましては、前年度繰越金を1,420万5,000円減額し、財源調整のため補正を行っております。

次に、20款の諸収入の５項雑入２目雑入１節雑入のコミュニティー事業助成金を1,910万円計上しております。

これは歳出の地域づくり推進費の補助金で計上しております宝くじ社会貢献広報事業の1,910万円の助成金で、４団体に対して助成が決定しております。

次に、10ページをお願いします。

21款町債１項町債につきましては、先ほど御説明申し上げました過疎対策事業債ソフト分の起債でございます。

次に、11ページの歳出のほうを御説明申し上げます。

歳出のほうも主なものを説明申し上げます。

歳出の各費目とも給料、職員手当等共済費については、４月１日付けの人事異動による人件費の増減でありますので、説明は省略させていただきます。

２款総務費の１項総務管理費、６目企画費の251万8,000円の補正につきましては、企画課にお

ける学校建設事業に係る事務経費の補正でございます。

次に、12ページをお願いします。

同じく、総務費の10目地域づくり推進費の19節、負担金補助及び交付金のコミュニティー助成事業助成金を1,910万円計上してます。これはコミュニティー助成事業による４団体に対しての助成金となっております。

次に、13ページをお願いします。

３款民生費の２項児童福祉費１目児童福祉総務費20節の扶助費の出生祝金支給事業を1,085万円計上しております。

これは、出生手当条例を廃止して、出生祝金要綱として制定し、第１子、第２子に対しても20万円を支給することに伴う増額分でございます。

次に、４款衛生費の１項保健衛生費の２目予防費の13節委託料の健康管理システム（ポリオ対応改修）事業を131万3,000円計上しています。

これは、ポリオワクチン接種が現在の生ワクチンから不活化ワクチンの接種となることに伴う予防接種の記録管理等を行うシステムの改修が必要となったためのシステム改修委託料です。

次に、14ページをお願いします。

６款農林水産業費１項農業費２目農業総務振興費の19節負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲対策協議会負担金を2,385万8,000円計上しております。

これは、和水町有害鳥獣捕獲対策協議会への支出となるものです。

同じく農林水産業費の９目土地改良事業費の13節委託料の山下井堰設計監理等委託料の200万円は、土地改良施設維持管理適正化事業で行う山下井堰の改修工事の設計監理委託料となっております。

次の15節の工事請負費の1,780万円は、菊水西排水機場の水計の設置工事費が80万と、土地改良施設維持管理適正化事業で行う山下井堰の改修工事の1,700万となっております。

次の19節の負担金補助及び交付金の土地改良施設維持管理適正化事業拠出金の112万2,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業の事業費の一部33％を５年間均等に拠出するというものでございます。

次に、15ページをお願いします。

同じく、６款農林水産業費の１項農業費の14目戸別所得補償人・農地プラン事業を130万5,000円計上しています。

この事業は、国の新規の施策で農業就農者の高齢化や後継者不足が問題となっていることから、力強い農業構造を実現していくため、本事業により地域の中心体となる経営体の確保や農地集積を行うための事業であります。

次に、７款商工費の１項商工費の２目観光費を5,307万6,000円補正をしております。

内訳としまして、12節役務費の手数料を15万3,000円、これは温泉掘削に伴う温泉利用許可申請の手数料でございます。

同じく、13節委託料の三加和温泉配管等取替え工事設計監理委託料を293万8,000円、これは温

泉掘削及び配管等の取替え分の設計監理委託料です。

次の15節の工事請負費の工事請負費を4,998万5,000円計上してます。これは温泉掘削の工事費となっております。

次に、16ページをお願いします。

９款消防費の１項、消防費の１目常備消防費の19節負担金補助及び交付金の高速道路救急支弁金の18万1,000円の減額は、平成24年度分の支弁金の確定に伴うもので減額をしております。

以上、簡単ですが議案第44号の提案理由の説明を終わります。

日程第10　議案第45号　平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）

○議長（多賀勝丸君）　日程第10、議案第45号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長　石原惠一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原惠一君）　議案第45号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億7,149万9,000円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

第７款繰越金１項繰越金１目繰越金を417万2,000円を減額補正いたしまして、1,299万9,000円といたしております。これは前年度繰越金を歳入財源としまして、417万2,000円を減額しております。

以上が歳入の補正でございます。

歳出につきまして説明いたします。６ページをお願いいたします。

１款総務費の１款施設管理費１目一般管理費の437万円を減額補正しまして、４億2,967万1,000円といたしております。

内訳は、給料の300万の減額、それから職員手当の13万の増額、それから共済費の150万の減額でございます。これは、４月の人事異動によりますところの補正でございます。

次に、２款サービス事業費の１項居宅サービス事業１目居宅サービス事業を19万8,000円増額いたしまして、3,741万2,000円といたしております。

内訳は、職員手当の19万8,000円の増額でございまして、これはデイサービス職員の人件費等の補正でございます。

以上が歳出の補正となります。

以上、議案第45号の提案理由の説明を終わります。

日程第11　議案第46号　平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（多賀勝丸君）　日程第11、議案第46号「平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長　杉本章一君

○建設課長（杉本章一君）　議案第46号、平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万4,000円を追加し、１億836万2,000円としています。

はじめに歳出から御説明いたしますので、６ページをお願いいたします。

今回の一般管理費で33万4,000円減額をしております。

内容でございますけど、４月の人事異動により昇格、それから昇級が発生をしておりますので、一般管理費の給料、それから手当等を33万4,000円計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、５ページをお願いします。

前年度繰越金で33万4,000円計上しております。

歳出の一般管理費、給料、それから手当等を繰越金で対応するということで、33万4,000円を計上しております。

以上で、議案第46号、和水町下水道特別会計補正予算（第１号）の提案理由の説明を終わります。

日程第12　議案第47号　平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第１号）

○議長（多賀勝丸君）　日程第12、議案第47号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長　池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君）　議案第47号、平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出ともに185万5,000円を増額し、計９億2,465万5,000円としております。

はじめに収入から申し上げます。

第１項の医業収益で185万5,000円を増額しています。

次に、支出でございますが、第１項の医業費用で195万4,000円の増、それと第３項の健康管理センター費用で100万6,000円の増、第４項の居宅介護支援事業で116万の減、第５項の訪問介護費用で５万5,000円の増額としております。

内容につきましては、２ページ以降の実施計画書のほうで説明いたします。

それから、職員給料116万円増額し、計６億13万2,000円としております。

２ページをお願いします。２ページは、収益的収入の実施計画書でございます。医業収益の入院収益で185万5,000円を増額しています。

これは、今年度新たに診療加算申請を行います急性期看護補助加算及び医療完全対策加算等の報酬収益でございます。

次に、３ページをお願いします。

３ページは、収益的支出の実施計画書でございます。

はじめに医業費用の給与につきましては、主に４月の人事異動によるものでございます。主なものだけを申し上げますと、医療技術員給の臨時医療技術給の増額です。

これは、４月の医療制度改正に伴いまして、栄養管理士を雇用する必要が生じましたので、そのための増額です。

次に、常勤看護師給の増額ですが、これは現在常勤として雇用しております看護師が准看護師から正看護師への資格取得に伴いまして、常勤看護師給を増額、准看護師給を減額としているものでございます。

そのほかの人件費につきましては、４月の人事異動によります補正を提案しております。

次に、５ページの健康管理センター費用でございます。これもほとんどが人事異動に伴う補正提案でございます。

ただ14の委託料でございますが、これは平成24年度に人間ドック学会の偏差値改正に合わせまして、小幅な変更の対応で予定し、予算を計上しておりましたが、その後の学会発表によりまして、部分的修正にとどまらず、全面的な改正が必要となりましたので、これに伴いまして、補正をお願いするものでございます。

次に、６ページ居宅介護支援事業費及び７ページの訪問介護事業費については、４月の人事異動によりまして補正を提案しております。

以上で、議案第47号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

以上です。

日程第13　議案第48号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君）　日程第13、議案第48号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長　今村裕司君

○総務課長（今村裕司君）　議案第48号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由の説明をいたします。

一部組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この改正案を変更しているところでございます。

変更内容としましては、平成24年４月１日から熊本市が政令指定都市になったため、市町村総合事務組合の事務所所在地名に「東区」が加わったための規約の一部変更となります。

以上で、議案第48号の提案理由の説明を終わります。

日程第14　議案第49号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君）　日程第14、議案第49号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君）　議案第49号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年４月１日から熊本市が政令指定都市になったため、広域連合の事務所在地名に「東区」が加わったことから、広域連合の規約を一部変更。

平成24年４月１日から適用するものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

日程第15　陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君）　日程第15、陳情等の付託につきましては、陳情等文書受付一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

18日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会　午前10時50分